

豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第2条 本事業は、社会福祉法第106条の4に規定される重層的支援体制整備事業の実施を通じ、複雑化・複合化した市民の困りごとに対し、関係所属及び機関（以下「支援機関」といい、委託事業を実施する者も含む。）が連携して、円滑に支援を進めるとともに孤独・孤立の状態となることの予防を含めた支え合いの地域づくりを推進する包括的な支援体制を構築することを目的とする。

（事業構成）

第3条 支援機関は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- （1）包括的相談支援事業
- （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- （3）多機関協働事業
- （4）参加支援事業
- （5）地域づくり事業

（包括的相談支援事業）

第4条 包括的相談支援事業は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- （1）相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- （2）相談を受け止めた後、地域における各支援機関と連携を図りながら対応するほか、重層的支援会議に参加するなどして適切な支援機関につなぐ。

2 実施主体となる支援機関は、別表第1のとおりとする。

（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

第5条 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- （1）支援を必要とする人（以下「対象者」という。）を早期に発見するために、支援機関や地域住民等とのネットワークから情報収集を行う。
- （2）支援を検討するために、豊田市支援会議設置要綱に定める豊田市支援会議を開催し、他の支援機関と情報共有や支援機関等の役割分担を行う。
- （3）支援を行うために、支援方針（プラン）を作成する。
- （4）対象者に支援を届けるために、自宅訪問などにより対象者との関係づくりを行う。
- （5）対象者との関係づくりが進み、支援の同意が得られた場合は、多機関協働事業に移行して支援を進める。

2 実施主体となる支援機関は、別表第1のとおりとする。

（多機関協働事業）

第6条 多機関協働事業は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が困難な個別支援について、多機関で連携して支援するために、対象者の同意を得る。
 - (2) 社会福祉法第106条の4第2項第6号に規定される支援方針（プラン）を作成する。
 - (3) 多機関協働管理者（以下「事業管理者」という。）又は多機関協働推進員（以下「事業推進員」という。）は、豊田市重層的支援会議設置要綱に定める重層的支援会議を開催し、作成した支援方針（プラン）の決定及び支援経過の確認並びに終結の判断をすること。また、参加支援事業について、利用する必要があるか検討を行うこと。
 - (4) 事業管理者は、孤独・孤立対策推進法第17条の第1項に基づく孤独・孤立対策調整機関及び豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく権利擁護支援の中核機関を兼ねる。
- 2 実施主体となる支援機関は、別表第1のとおりとする。
- 3 事業管理者は、豊田市重層的支援会議定例会設置要綱に定める重層的支援会議定例会（以下「定例会」という。）を開催し、事業推進員及びミライ実現戦略推進プロジェクトを招集して、支援に関する情報共有及び地域課題の分析等を行う。
- （参加支援事業）

第7条 参加支援事業は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 対象者が望む社会とのつながりや参加を支えるために、対象者に適した目標を設定し、支援機関等の役割について検討し、支援方針（プラン）を作成する。
- (2) 地域活動等への参加が円滑に進むよう、対象者と地域資源との調整を図る。
- (3) 対象者を受入れる地域資源につないだ後、対象者への定着支援及び受け入れ先へのフォローアップを実施する。
- (4) 対象者が望む社会参加の対応先がない場合、とよた多世代参加支援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に支援の援助を依頼すること。また、依頼後も継続してプロジェクトと連携した支援を行う。
- (5) 本人が望む社会参加について、おおむね達成されたと判断した場合、重層的支援会議において参加支援事業による対応の終了を決定する。
- (6) その他、企業等への働きかけや地域資源の新たな組み合わせをしながら、既存の地域資源の活用方法の拡充などを図り、多様な社会参加の充実に努める。

2 実施主体となる支援機関は、別表第1のとおりとする。

（地域づくり事業）

第8条 地域づくり事業は、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 一般介護予防事業
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 地域活動支援センター事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業

- (5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
- (6) その他孤独・孤立の状態となることの予防を含めた支え合いの地域づくりに資する取組
- 2 実施主体となる支援機関は、別表第1のとおりとする。
- 3 同条第1項に記載された事業を一体的に実施するため、豊田市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）は次に掲げる取組を実施する。
 - (1) 同条第1項各号の事業の実施主体が定期的に情報共有する場を設けるとともに、事業内容や活動等の理解及びCSWの役割等の周知啓発を行う。
 - (2) 分野横断を重点に、同条第1項各号の事業の実施主体と連携し地域づくりに資する活動を実施する。
- 4 同条第1項に記載された活動を円滑に実施するために、支援機関はCSWの活動に積極的に協力する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4～8条関係）

各事業の実施主体となる支援機関及び委託事業を実施する者

支援機関		委託事業を実施する者	第4条	第5条	第6条		第7条	第8条
					事業管理者	事業推進員		
福祉部	よりそい支援課	コミュニティソーシャルワーカー 生活困窮者自立相談支援機関 成年後見支援センター（中核機関） みよる相談ステーション とよた多世代参加支援プロジェクト	○	○	○ よりそい 支援課	○	○	○
	地域包括ケア企画課	在宅相談ステーション	○				○	○
	生活福祉課	—	○	○		○	○	○
	障がい福祉課	障がい者相談支援事業所	○	○		○	○	○
	高齢福祉課	地域包括支援センター	○	○		○	○	○
市民部	消費生活センター	—	○					
地域活躍部	地域交流課	—						○
	多様性社会共創課	—						○
	ジェンダー平等推進センター	—	○			○	○	
	交通安全防犯課	—	○	○		○		
	旭支所	—						○
	足助支所	—						○
	稲武支所	—						○
	小原支所	—						○
	上郷支所	—	○					○
	猿投支所	—	○					○
	下山支所	—						○

	高岡支所	—	○					○
	高橋支所	—	○					○
	藤岡支所	—						○
	松平支所	—	○					○
美術・博物部	美術館	—						○
	博物館	—						○
	民芸館	—						○
こども・若者部	こども・若者政策課	—	○	○		○	○	○
	とよた子どもの権利相談室	—	○					
	こども相談課	こども・若者総合相談センター	○	○		○	○	○
	おやこ応援課	—	○			○		
	保育課	—	○				○	○
	子育て支援センター	—	○				○	○
保健部	健康づくり応援課	—	○				○	○
	保健支援課	地域活動支援センター	○	○		○	○	○
産業部	産業人材活躍課	—					○	
消防本部	救急課	—	○					
教育委員会	青少年相談センター (パークとよた)	—	○	○		○	○	○